



令和6年10月23日
秋田大学

本学における懲戒案件について

この度、本学職員に対して以下のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

1. 入院患者の個人情報漏えい等
 - 1) 被処分者 秋田大学医学部附属病院
看護師（30代・男性）
 - 2) 処分の内容 停職4か月
 - 3) 処分年月日 令和6年10月22日
 - 4) 処分事案の概要
令和5年11月に、業務上の必要がないにも係わらず1,000件以上のカルテを不正に閲覧し、親族のカルテ情報を身内に漏らした。また、知人のカルテ情報を不正に閲覧し、当該知人に架電した。
 - 5) 懲戒の理由
国立大学法人秋田大学職員就業規則に違反する行為を行ったため。
2. 入院患者のクレジットカード不正使用
 - 1) 被処分者 秋田大学医学部附属病院
看護師（20代・男性）
 - 2) 処分の内容 懲戒解雇
 - 3) 処分年月日 令和6年10月22日
 - 4) 処分事案の概要
令和6年9月に入院している患者様のクレジットカードを拾得後、当該職員がクレジットカードを不正に使用（45万円相当）し、一部の購入品を転売していた。
 - 5) 懲戒の理由
国立大学法人秋田大学職員就業規則に違反する行為を行ったため。

本学職員の不祥事が発生しましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

これらの不正行為は、本学職員としてあるまじき行為であり、誠に遺憾です。

今回の事態を真摯に受け止め、今後このようなことが起きないように、職員に綱紀粛正の徹底及び的確な指導に努めて参ります。

なお、本件に関する行為の詳細や被処分者及び被害者並びに関係者に関する情報については、被害者並びに関係者のプライバシーの侵害及び二次被害等を与えるおそれがありますので、公表は差し控えます。

（参考） 国立大学法人秋田大学職員就業規則

ホーム>情報公開>法定公開情報

<https://www.akita-u.ac.jp/honbu/zyouhouteikyo/sohiki/syugyokisoku7.pdf>

【お問い合わせ先】

秋田大学広報課 能登

TEL : 018-889-3018

E-mail : kouhou@jimuu.akita-u.ac.jp